８　入　園　選　考

☆入園選考の３つのポイント

1. 同じ希望園の中で、「選考指数」の高い児童から内定者を決定します。
2. 同点の場合は、選考指数が同一となった場合の優先順位(P19)に基づき、内定者を決定します。
3. 希望園数や希望順位で有利・不利になることはありません。

【選考指数の算出方法】

基本指数（保護者１） ＋ 基本指数（保護者２） ＋ 調整指数

＝

選 考 指 数

【指数について】

基本指数 … 保護者 1、２の状況（就労等）に応じて算出

調整指数 … 世帯の状況に該当する項目に応じて算出

※「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、選考指数は 0 点になります。⇒P33



ご自身の選考指数を確認する場合は、「選考指数・必要書類　確認フォーム(2027)」をぜひご活用ください。
https://logoform.jp/form/6KSu/1822274

（1）基本指数表（評価基準表）

保護者の状況			基本指数
類型	細目		
就労（内定）※	週5日以上（月20日以上）	日中8時間以上の就労を常態	10
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
	週4日（月16日以上）	日中8時間以上の就労を常態	9
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	8
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	7
	週3日（月12日以上）	日中8時間以上の就労を常態	8
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	7
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	6
	上記に該当しない者（月48時間以上勤務）		5
求職活動		求職中の者又は採用内定者（入所希望月の翌月以降に就労を開始する者に限る）	5
学生	大学等	週5日以上、日中8時間以上の就学をする者（大学院含む、研修医は外勤とする）	8
	各種学校等	週3日以上、日中4時間以上の就学を1年以上する者（カルチャースクール等は除く）	7
	その他	週3日以上、日中4時間以上の就学を6か月以上する者（カルチャースクール等は除く）	6
出産		入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者	7
疾病・障害	長期入院	概ね1か月以上の入院	10
	病気重	常時臥床、感染性疾患　（育児不可能）	10
	病気中	一般療養（育児困難）	8
	病気軽	一般療養（育児に支障あり）	7
	障害重	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級（育児不可能）	10
	障害中	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度（育児困難）	8
	障害軽	身体障害者手帳4級（育児に支障あり）	6
看護・介護	看護（介護）重	週5日、日中8時間　常時付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	10
	看護（介護）中	週3日、日中8時間以上の付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	8
	看護（介護）軽	週3日、日中4時間以上8時間未満の付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	6
災害		災害などによる家屋の損傷、災害復旧のため、保育にあたれない場合	10
不存在		両親が不存在か行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合 （母[父]子家庭等で、事情により祖父母が保育している場合は、保護者の要件とする。）	10

※ 就労（内定）は、入所希望月中に就労を開始する採用内定者を含む。



選考指数は選考会議によって決定します！
結果通知前の選考指数の照会には応じられませんので、ご了承ください。

目次へ戻る

（2）調整指数表（調整基準表）

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
区民	①文京区民である。	4	住民票及び居住実態のある者（児童及び保護者）。入所希望月の1日までに文京区へ転入する者を含む。
	②文京区民以外の区内在勤者・在学者である。	1	
新規	新規入所である。	1	区内認可保育施設未入所児が対象。
生活保護	生活保護受給世帯である。	4	扶助証明必要。転園申請者は対象外。
里親	児童福祉法第6条の4に規定する里親である。	3	養育里親、養子縁組里親、親族里親又は専門養育里親が対象。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	1	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加点対象です。自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。 単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にない場合は、入所希望日時点で別居予定となる証明があれば対象。 単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。 就労証明書の備考欄に単身赴任の旨の記載がないものは対象外。 ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
多子	※多子は保育所入所年齢（生後４か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。		
	①きょうだいが区内認可保育施設在園である。	2	きょうだいが区内認可保育施設に在園している場合に対象。
	②小学校３年生までのきょうだいがいる。	1	
	③申込児が多胎児	2	多子①に該当しない多胎児が同時申請をした場合のみ対象。
障害	①申込児が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	2	
	②保護者が身体障害者手帳３級以上、愛の手帳４度以上、精神障害者保健福祉手帳３級以上の交付を受けている。または申込児のきょうだいが身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	1	基本指数の類型が「疾病・障害」、きょうだいの「看護・介護」以外の場合が対象。
受託	月48時間以上、区外認可保育施設・認可外保育施設等（幼稚園含む）に継続して６か月以上預けており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
待機	入所申請から６か月以上待機している。 (転所の場合を含む)	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がいない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所地から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況になく、日中保育にあたれる場合を除く。
卒園児	年齢上限のある区内の認可保育施設の卒園に伴う入所申込みである。	2	本冊子46頁「２・３歳までの保育所卒園後の保育」中の「（１）卒園後に再度入園申込みが必要な保育所」を卒園する文京区在住の児童で、引続き４月入所を希望する場合のみ対象。
失業者	主として生計を維持する者が入園希望月の申込受付開始日より３か月以内に失業し、就労の必要性が高い。	2	前年（前々年）の収入が高い方の保護者の失業に伴って、求職中要件での申請の場合。
育休明け	育児休業の為、区内認可保育施設を卒園前に退園し、復職時に伴う再入園の申込となる。（きょうだい同時申請の場合に限る。）	3	出産月の前後２か月の間に、育児休業取得に伴い、区内認可保育施設を退園し、退園から１年以上経過後、育児休業終了に伴い退園した児童と育休に係る児童が同時に入園申込の場合。
辞退	入所申請した同じ年度中に区内認可保育施設の内定を辞退している。	—	新規・受託・待機の加算は行わない。
滞納	保護者に保育料・延長保育料の滞納がある。	—	調整指数の計上は全て行わない。転園、延長保育は選考外。 滞納については、申込締切時に３か月分以上の保育料・延長保育料の未納がある者が対象。

※ 調整指数「育休明け」は、令和 10 年度から廃止予定。

該当する場合のみ必要が必要となる書類　P27

目次へ戻る

【基本指数の取扱いについて】

1	保護者の状況を証明する書類の不足・不備により、基本指数が確定できない場合、当該保護者については基本指数の類型に属さない５点と扱う。
2	就労・就学の時間には休憩時間を含み、通勤・超過勤務・通学時間を含まない。
3	短時間勤務制度（時短）利用者の　①「時短による就労時間が６時間に満たず、かつ正規の就労時間より２時間を超えて短い場合」または②「就労日数を短縮する場合」は、短縮後の就労日数・時間で指数を決定する。（例：週5日8時間就労⇒週5日6時間就労を下回る場合は指数変更）
4	基本指数は、保護者が２人のときは父母それぞれの指数を合算し、保護者が１人のときはその指数に１０点を加え決定する。
5	類型はいずれか一つを適用するものとし、複数の類型にまたがるものは合算しない。 「出産」とそれ以外の類型の両方に当てはまる場合は、「出産」が優先するものとする。 ただし産前・産後休暇のみで復帰（または幼児保育課の指定する期限までに復帰）する場合は、「就労」の要件を優先する。
6	就労内定で入所した場合、入所後内定先の事業所で就労しない場合や就労時間が変更になった場合は再選考となる。
7	日中とは午前７時１５分から午後６時１５分までをいう。ただし、完全に日中以外の時間に就労等該当となる場合、 日中の就労時間の２/３を就労時間とみなす。
8	「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、保護者それぞれの基本指数を0とする。

【調整指数の取扱いについて】

1	区民、ひとり親、多子の同類型の中の細目については、重複して加算しない。
2	新規、多子、親族は選考対象月時点で該当となる場合のみ加算する。
3	生活保護受給世帯とひとり親はいずれか一方のみ加算する。
4	多子は保育所入所年齢（生後４か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。
5	前年度末において、きょうだいが区内認可保育施設の卒園児の場合、多子①の加算対象外となる。ただし、その他のきょうだいが区内認可保育施設在園児の場合を除く（4月入園のみ）。
6	きょうだいが居宅訪問型保育施設の在園児の場合は、多子①の加算対象とはならない。
7	入園選考において「卒園児」及び「待機（受託）」はいずれか一方のみ加算する。ただし、卒園児の加算に該当した後、新たに受託または待機に該当した場合を除く。
8	多子と育休明けはいずれか一方のみ加算する。
9	「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、調整指数の加算は行わない。
10	柳町幼稚園または明化幼稚園に在園中のきょうだいがいる場合、そのきょうだいが令和9年4月1日からの幼稚園型認定こども園（2号認定利用）を申請中であっても、申請児童本人の令和9年4月入所選考の指数は多子②（1点）となります。

【備考】

1	入所時点で進級先（連携先）のない保育施設の卒園に伴う申請をする場合、条件を付して、１次選考後に空きがある施設へ優先的に案内を行う。

☆選考指数が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

順位	類型	細目
1	区民①	調整指数「区民①」の加算がある。
2	滞納なし	保育料・延長保育料の滞納がない。
3	生活保護受給世帯	調整指数「生活保護」の加算がある。
4	ひとり親①	調整指数「ひとり親①」の加算がある。
5	内定辞退なし	申込み児童について、当該年度中に内定辞退をしていない。
6	障害①	調整指数「障害①」の加算がある。
7	障害②	調整指数「障害②」の加算がある。
8	基本指数	両親合算基本指数の高い順。
9	育休明け	調整指数「育休明け」の加算がある。
10	卒園児	調整指数「卒園児」の加算がある。
11	保育士等	申請児童の保護者が、認可保育園、地域型保育事業、認定こども園、認証保育所、幼稚園、企業主導型保育所、認可外保育施設（東京都認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設）に、保育士、保育教諭または幼稚園教諭として、基本指数９点以上に該当する勤務条件で勤務している、または入園希望月より勤務を予定している場合（ただし、就労証明書及び保育士証等の写しの提出があって確認できる場合に限る）。
12	多子①	調整指数「多子①」の加算がある。
13	基本類型順	不存在、災害、疾病・障害、就労、看護・介護、出産、学生、求職（両親のうち高い方を比較）の順。
14	新規	調整指数「新規」の加算がある。
15	ひとり親②	調整指数「ひとり親②」の加算がある。
16	多子③	調整指数「多子③」の加算がある。
17	多子	調整指数「多子」加算があり、より人数の多い方を優先。
18	受託	調整指数「受託」の加算がある。
19	待機	調整指数「待機」の加算がある。
20	収入１	保育料階層（A、B、C、D0～２５）の低位の順。
21	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
22	収入２	区民税所得割額の低い順。

※「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、順位21及び順位22に基づいて、優先順位を決定します。

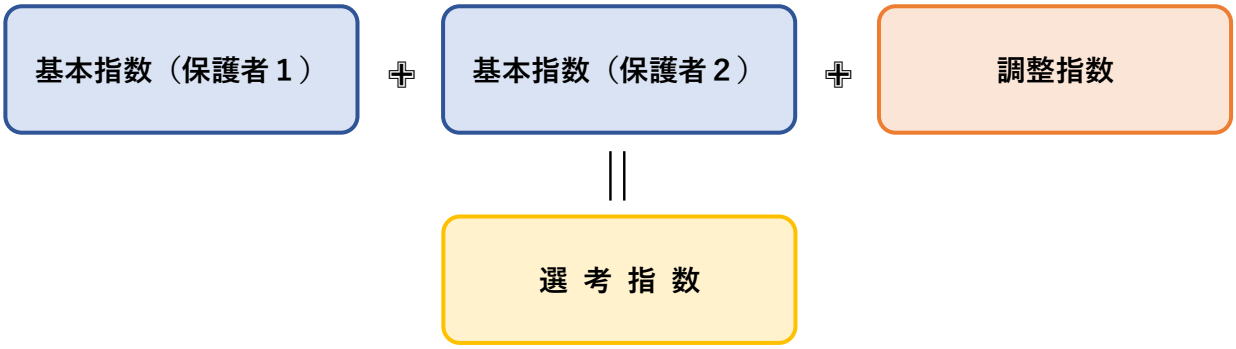
目次へ戻る

９　月極延長保育（区立）選考

☆入園選考の３つのポイント

1. 同じ園の延長保育希望者の中で「選考指数」の高い児童から内定者を決定します。
2. 同点の場合は、延長保育選考指数が同一となった場合の優先順位（P21）に基づき、内定者を決定します。
3. 保育料を滞納している方は、延長保育の選考対象外となります。

【選考指数の算出方法】



【基本指数表（評価基準表）】

保護者の状況		基本指数
類型	細目	
就労（内定）	園到着時間が、週４日以上午後６時１５分以降になることを常態	10
	園到着時間が、週３日午後６時１５分以降になることを常態	8
	園到着時間が、週３日以上午後６時１５分以降になることを予定	5

【選考指数の取り扱いについて】

1	保護者の状況を証明する書類の提出がない場合、当該保護者の基本指数を5点とする。
2	園到着時間は、勤務先が証明する通常勤務時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とする。超過勤務の実績がある場合は、超過勤務の実績を超過勤務の日数で除した時間を園到着時間に加えることができる。
3	基本指数は、保護者が2人のときは父母それぞれの指数を合算し、保護者が1人のときはその指数に10点を加え決定する。

※ 延長保育の要件（週３日以上、就労により午後６時15分までに迎えに来ることができない）がない場合は、選考対象外となります。

※ 入園・転園選考とは別で実施するため、「月極め延長保育が利用できなければ入園・転園しない」というお申込みはできません。利用できない場合も**入園・転園が決定されます**ので予めご了承ください。

延長保育　P12　　重要事項（延長保育）　P49

【調整指数表（調整基準表）】

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
再申込み	産休・育休取得前に区立認可保育所の月極め延長保育を既に辞退しており、産休・育休取得のために辞退し、復職後に伴う同園の月極め延長保育の再申込みとなる。	4	産休・育休取得に伴い、区立認可保育所の月極め延長保育を辞退した児童に限る。ただし、産休・育休取得に伴い月極め延長保育を辞退した児童及び当該産休・育休にかかる児童のきょうだいが同時申込みする場合は、児童のきょうだいも対象。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	2	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加点対象です。自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。 単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にない場合は、入所希望日時点で別居予定となる証明があれば対象。 単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。 就労証明書の備考欄に単身赴任の旨の記載がないものは対象外。 ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
在園児等	①利用を希望する保育所における保育を既に利用している。	2	
	②利用を希望する保育所にきょうだいが在園している。	2	
多子	①きょうだいが区立認可保育所の月極め延長保育を既に利用している。	3	
	②きょうだいが私立認可保育所（地域型保育事業を含む）の月極め延長保育（午後6時15分以降）を既に利用しており、受託証明書の提出がある。	2	
	③きょうだいで同時申込みしている。	1	区立認可保育所への申込みに限る。きょうだいが同園でない場合も対象となるが、きょうだいのうちいずれかが入所保留となる又は私立認可保育所（地域型保育事業を含む。）に内定し、月極め延長保育の選考の対象とならない場合は対象外。
待機	月極め延長保育の申請から６か月以上待機している。 (転所の場合を含む)	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。区立認可保育所から別の区立認可保育所へ転所する場合に、引き続き月極め延長保育を申請しているときは、当該申請期間も対象期間とする。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がいない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所地から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況になく、保育にあたれる場合を除く。

☆選考指数が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

順位	類型	細目
1	再申込み	調整指数「再申込み」の加算がある。
2	ひとり親①	調整指数「ひとり親①」の加算がある。
3	ひとり親②	調整指数「ひとり親②」の加算がある。
4	在園児等①	調整指数「在園児等①」の加算がある。
5	在園児等②	調整指数「在園児等②」の加算がある。
6	多子①	調整指数「多子①」の加算がある。
7	待機	調整指数「待機」の加算がある。
8	小学校低学年	小学校１年生から３年生までのきょうだいがいる。
9	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
10	収入	区民税所得割額の低い順。

目次へ戻る

１０　申込スケジュール

（１）申込期間（入園・転園・月極延長保育）

■ 令和９年４月入所

※ 電子申請の受付は、受付終了日の 23 時 59 分までです。

１次募集		
2026 年	11 月 1 日(日)	申込書類配付開始（区 HP）　窓口は 11 月 2 日(月)開始
	11 月 12 日(木)	申込受付開始
	11 月 30 日(月)	申込受付終了 ※
	12 月 17 日(木)	申込状況公開（区 HP）
	12 月 21 日(月)	不足書類・希望園変更締切り ※
2027 年	1 月 8 日(金)	申込取下届締切り ※
	1 月 29 日(金)	1 次選考結果発送予定・SMS にて結果送信予定

２次募集		
2026 年	12 月 1 日(火)	申込受付開始
2027 年	1 月 29 日(金)	申込受付終了 ※
	2 月 5 日(金)	申込状況公開（区 HP）
	2 月 12 日(金)	不足書類・希望園変更締切り ※
		申込取下届締切り ※
	2 月 26 日(金)	2 次選考結果発送予定・SMS にて結果送信予定

1 次募集に申し込んで保留になった場合、自動的に２次募集に回るため、再度の申込みは必要ありません！
希望園の変更がある場合は、締切りに注意しましょう。



★未出生児の申込について

令和９年（2027 年）２月 28 日までに出生予定であれば、未出生児の申込みができます。詳細については、P48　Ⅰ全般をご覧ください。

■ ５月入所以降（令和９年５月～令和 10 年１月入所）

・入園（在籍）は各月の１日からとなります（月極延長保育料の日割はありません。）。

・「**入所希望施設変更届**」、「**保育所入所申込取下届**」についても申込期間内にご提出ください。

★申込期間一覧　※ 電子申請は毎月 25 日から受付可

５月入園	**３月 25 日（木）～ ４月５日（月）**	**11 月入園**	**９月 27 日（月）～ 10 月５日（火）**
６月入園	**４月 26 日（月）～ ５月６日（木）**	**12 月入園**	**10 月 25 日（月）～ 11 月５日（金）**
７月入園	**５月 25 日（火）～ ６月７日（月）**	**１月入園**	**11 月 25 日（木）～ 12 月６日（月）**
８月入園	**６月 25 日（金）～ ７月５日（月）**	**２月入園**	**募集なし**
９月入園	**７月 26 日（月）～ ８月５日（木）**	**３月入園**	**募集なし**
10 月入園	**８月 25 日（水）～ ９月６日（月）**		

２月 月極延長	**12 月 27 日（月）～ １月５日（水）**	**３月 月極延長**	**１月 25 日（火）～２月７日（月）**

※ ２・３月は、区立保育園及び区立認定こども園在園児の月極延長保育のみ募集します。

申込取下　P32

目次へ戻る

（2）入園までの流れ

■ 令和９年４月入所

＜ 内定した場合 ＞

■面談・健康診断

内定通知から入園前月までの間に、園との面談と健康診断（原則、嘱託医が対応）を実施します。（上記期間中に行うことができない場合、また健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。）

■入園

入園（在籍）は４月１日からです。
月途中からの入園はできません。
※入園後、当面の間は、慣れ保育のため保育時間が短くなります。
詳細は面談時にご確認ください。

＜ 内定しなかった場合 ＞

■入所保留

【4 月 1 次募集で入所保留】
自動的に 2 次募集に回ります。希望園の変更がある場合は、申込期間内に入所希望施設変更の手続きをしてください。
※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月 1 回のみです。

【4 月 2 次募集で入所保留】
申込みは翌年の 1 月選考まで有効となります。5 月入所選考以降、希望する施設に空きが出た場合に再度選考を行い、内定した方にのみ SMS にて通知後、内定園より電話します。
※5 月入所選考以降の流れは「■ 5 月入所以降」をご確認ください。
※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月 1 回のみです。

■ 5 月入所以降

■結果通知（選考会議終了後）

◎入所月の前月の中下旬（**結果通知日は区 HP「認可保育所等トップページ」のトピックス内をご確認ください。**）頃に、SMS（ショートメッセージサービス）で通知後、封書をお送りします。また、内定園より電話にて連絡があります。
◎内定結果に関する電話及び窓口でのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承願います。

＜ 内定した場合 ＞

■面談・健康診断

内定連絡から入園前月までの間に、園との面談と健康診断（原則、嘱託医による）を実施します。（上記期間中に行うことができない場合、また健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。）

■入園

入園（在籍）は毎月１日からです。
月途中からの入園はできません。
※入園後、当面の間は、慣れ保育のため保育時間が短くなります。
詳細は面談時にご確認ください。

＜ 内定しなかった場合 ＞

■入所保留

申込みは翌年１月入園選考まで有効です。希望する施設に空きが出た場合に再度選考を行い、内定した方にのみ SMS にて通知後、内定園より電話します。（翌年４月の申込みをご希望される場合は、別途申込みが必要です。）

※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月 1 回のみです。
※内定しなかった月の翌月以降、毎月中下旬頃に内定のご連絡をする可能性があります。

■変更届

各月の申込期間中に受け付けた届出は、その月の選考会議で反映いたします。

■希望園の変更・申込取下

各月の申込期間中に受付けています。

育児休業の延長を許容できる方へ　P33
内定辞退　P32
目次へ戻る

１１　申　込　方　法

入園・転園・延長保育のお申込みをされる方は、申込期間内に必要書類（P25）を以下の方法により幼児保育課入園相談係まで提出してください。

※　区外（海外）からお申込みの場合は、P31 をご確認ください。

申請方法	お申し込み先
電子申請 **【原則】**	右記の二次元コードまたは文京区 HP をご確認ください。 **締切り：受付終了日の 23 時 59 分まで** https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001739/index.html **※ 入所月の１日までに転入予定がない方はご利用いただけません。**
窓口	文京シビックセンター１２階　文京区幼児保育課窓口 土・日・祝日を除く日の午前８時３０分～午後５時１５分
郵送	〒112－8555 文京区春日 1-16-21 文京区幼児保育課入園相談係宛　**※締切日必着**

※ 書類の遅れや不着の場合については、選考対象とはなりませんのでご注意ください。
※ 郵便事故等による書類の遅れや不着は、一切責任を負いかねます。予めご了承ください。
※ ＦＡＸやメール等での申込みはお受けできません。また、保育所では受付しておりません。
※ 提出された書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。

１２　電子申請（LoGo フォーム）について

以下の申請について、PC やスマートフォンからお申込みいただけます。是非ご活用ください。

（１）電子申請でお手続きいただける内容（令和 8 年 11 月時点）

1	入所・転所申込	6	変更届	11	保育料口座振替依頼書の提出
2	入所希望施設変更届	7	保育停止・休園届	12	保育所継続通園申込
3	区立保育園延長保育申込	8	認定申請	13	転入後の区外保育所継続通園申込（P42）
4	退所届	9	延長保育辞退届	14	事業所内保育所（従業員枠）等入所申込（P42）
5	内定辞退・申込取下届	10	復職証明書の提出		

（２）入園・転園（延長保育）のお申込みの流れ

STEP 1　必要書類（入園・転園：P25、延長保育 P29）をお手元にご用意
STEP 2　電子申請（LoGo フォーム）をご入力（目安：10 分～20 分程度）
STEP 3　送信完了メールから申請状況をご確認
※ メールが届かない場合、迷惑メールに振り分けされている場合があります。

申請状況の確認　※送信完了メールの申請状況から進捗をご確認いただけます。
・「受付」…申請を受付しました。　・「審査中」…区の担当者が申請内容を確認中です。
・「審査完了（不足・不備あり）」…不足・不備の内容は、郵送または電話にてご連絡します。
・「審査完了（不足・不備なし）」…書類の不足・不備はありませんでした。

★ 必要書類は、以下①または②の方法で電子申請に添付（アップロード）できます。

① 紙の書類を撮影し、写真データを添付する。
※ スマートフォン等で撮影したものをそのままの規格で添付できます。
※ 画像が不鮮明な場合は再提出をお願いする場合があります。
② 会社等から電子データで証明書を発行してもらい、データで添付する。

１３　必要書類（保育所入所）

⓪～④の書類 ＋ **⑤保育の必要性を確認するための書類【P26】** ＋ **⑥該当する場合のみ必要となる書類【P27】**

※ 文京区所定の様式は文京区ホームページよりダウンロードできます。
※ 希望する園は第 10 希望まで記入できます（第 10 希望まで記入必須では無いため、ご通園に無理のない範囲でご記入ください。）。

【窓口・郵送で申請する場合】

必要書類		必要な方
⓪	**保育施設等申込受付票**	4 月入所申請のみ ※5 月～1 月入所申請時は不要
①	**教育・保育給付認定申請書兼 保育所入所（転所）申込書**	全員
②	**施設型給付費・地域型保育給付費等現況届**	全員
③	**児童の状況申告書**	全員
④	**保育所等入所（転所）申込にあたっての確認書**	全員
⑤	**保育の必要性を確認するための書類 （就労証明書など）**	全員　※ご両親分　P26 参照
⑥	**該当する場合のみ必要となる書類**	P27 に該当する場合

【電子申請の場合】

必要書類		必要な方
⑤	**保育の必要性を確認するための書類 （就労証明書など）**	一部不要　P26 参照
⑥	**該当する場合のみ必要となる書類**	P27 に該当する場合

※ 電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。



「選考指数･必要書類　確認フォーム(2027)」で
ご自身が必要な書類を確認することができます！
https://logoform.jp/form/6KSu/1822274

区外（海外）からの申込み　P31

目次へ戻る

保育の必要性を確認するための書類（＊印は文京区所定の様式 ）

※ 電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

申込要件	必要書類	電子申請
就労（会社員等の給与所得者）	①＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
	②＊就労状況申告書（複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ）	
就労（自営業者）	①＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
	②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー	
	③＊就労状況申告書（複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ）	
就労（入園月中に就労開始）求職活動中（採用内定がある）	＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
求職活動中（採用内定がない） ※求職活動要件で入園後、同要件での再申請は 1 回のみとします（最長の在園期間は 6 か月）。詳細は P48 重要事項をご確認ください。	①＊求職活動状況申告書	不要
	②ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、就職あっせん機関（就職情報サイト等も含む）登録画面のコピーなど求職活動中であることが分かる書類 ※保育所入所後に求職活動を開始する予定である場合は、内定した月中の提出が必要	必要
出産	母子健康手帳のコピー（表紙および出産（分娩）予定日の分かるページ）	必要
疾病	＊診断書（文京区様式）	必要
障害	障害者手帳・愛の手帳のコピー	必要
看護・介護	①＊看護・介護状況申告書	不要
	②被介護者の診断書・障害者手帳など	必要
学生	①＊就学内容状況書	不要
	②在学証明書もしくは学生証のコピー	必要
	③カリキュラム ※1 週間のスケジュール(曜日、時間)について、担当教授等が証明(自署)したものでも可	必要

※ **就労証明書は、証明日が申込み開始日から 3 か月以内のものに限ります。**
また、内容について、就労先に問合せをすることがあります。

※ 自営業者は、三親等内の親族が経営する会社等で就労する場合も含みます。

※ 海外勤務である等関係なく、ご両親分の書類が必要です。

※ ＊印の書類は、文京区の様式での提出が**必須**です。

重要事項（保育の必要性を確認するための書類） P50

該当する場合のみ必要となる書類（＊印は文京区所定の様式）

※　電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

該当者	必要書類		電子申請
以下基準日時点で、 住所地が文京区ではない方 【4 月~8 月入園申請】 令和 8 年 1 月 1 日時点 【9 月~1 月入園申請】 令和 9 年 1 月 1 日時点	保育料階層・区立保育園延長保育料を決定するための資料（P28 参照）		必要
区外認可保育施設・認可外保育施設等に、申込児を預けている場合	＊受託証明書		必要
出産予定がある方（出産日が決まっている方）	①＊出産・育児休業に関する確認書		不要
	②母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）		必要
申請児童のきょうだい(弟・妹)のための産休・育休中の方	①＊出産・育児休業に関する確認書		不要
	②母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）		必要
きょうだい同時申請する場合で、希望する保育施設の組合せが複雑な場合	＊きょうだい条件確認書		不要
ひとり親	**非婚**	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本のコピー	必要
	離婚	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	必要
	別居	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②別居の実態が確認できるもの※ 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要
近隣在住の 65 歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合 （保護者と 500m 以上住居が離れている場合は不要）	保育の援助が出来ないことが分かる書類 （P26 参照）		必要
申込児の保護者・きょうだいが障害者手帳の交付を受けている場合	障害者手帳・愛の手帳のコピー		必要
申込児の健康で気になることがある	P57～58 をご確認ください。		不要
保育士または幼稚園教諭として勤務（予定含む）	保育士証、幼稚園教諭免許状等のコピー		必要
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書のコピー		必要

※　**書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。**

目次へ戻る

保育料階層・区立延長保育料を決定するための資料

令和７年９月から、認可保育所等を利用するすべてのお子さまの保育料は無償となりました（文京区内在住に限ります）。しかし、入園選考の際に保育料階層を利用することから、以下に該当する方はご両親分の資料の提出が必要です。

※ **文京区民の方であっても、該当年度の住民税が未決定の方（未申告の方）**は、すみやかにご申告いただき、下記資料をご提出ください。（住民税未決定の理由や申告方法の問い合わせ等は文京区税務課にお問い合わせください。）

【令和９年８月入園までの申込みを行う方】

※ 令和８年１月１日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

○ **令和８年度（２０２６年度）住民税決定通知書**（毎年５月～6 月頃に勤務先または１月１日時点の住所地の自治体から配付されます。）

○ **令和８年度（２０２６年度）住民税課税証明書・非課税証明書**
（１月１日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
※ 市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。

【令和９年９月入園以降に申込を行う方】

※ 令和９年１月１日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

○ **令和９年度（２０２７年度）住民税決定通知書**（毎年５月～6 月頃に勤務先または１月１日時点の住所地の自治体から配付されます。）

○ **令和９年度（２０２７年度）住民税課税証明書・非課税証明書**
（１月１日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
※ 市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。

注意点

・資料の提出がなく税額が確認できない場合、入園選考において最高階層（D25）として取り扱い、同点の場合の優先順位で不利になります。
・源泉徴収票は複数勤務の実態や雑所得等が把握できないため、対象としておりません。

海外で収入があった場合について

海外に滞在していたため上記資料を提出できない方及び、国内収入の他に海外収入があった方は、以下の書類も合わせてご提出ください。

○ 海外での収入金額（賞与含む）・控除額が分かる資料

令和９年８月入園までの申込みを行う方 ⇒ 令和７年（2025 年）１月１日～12 月 31 日までの資料
令和９年９月入園以降に申込みを行う方 ⇒ 令和８年（2026 年）１月１日～12 月 31 日までの資料
※収入がなかった場合は「収入なし」の旨を書面にてお申し出ください。（書式自由）

保育料　P43

目次へ戻る

１４　【区立】月極延長保育必要書類

⓪～②の書類 ＋ **③保育の必要性を確認するための書類【P26】** ＋ **④該当する場合のみ必要となる書類【P30】**

※ 電子申請、窓口または郵送（必着）でのお申込みとなります。（申込方法は P24）
※ 文京区所定の様式は、文京区ホームページからダウンロードできます。
※ 区立保育園・区立認定こども園のスポット延長保育は P12 をご確認ください。
※ 私立保育園の延長保育の有無は各保育園にご確認ください。

【窓口・郵送で申請する場合】

必要書類		必要な方
⓪	［区立認可保育所］延長保育申込受付票	4 月利用申請のみ ※5 月~1 月利用申請時は不要
①	延長保育申込書※１	全員
②	延長保育申込にあたっての確認書	全員
③	保育の必要性を確認するための書類※２	全員　※ご両親分　P26 参照
④	該当する場合のみ必要となる書類	P30 に該当する場合

【電子申請の場合】

必要書類		必要な方
③	保育の必要性を確認するための書類※２	一部不要　P26 参照
④	該当する場合のみ必要となる書類	P30 に該当する場合

※ 電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。

※１　延長保育申込書の所要時間経路を補足する際は「所要時間経路等に係る補足資料」をご添付ください。
※２　入所（転所）申込と同時に申請される場合は不要です。

延長保育（区立保育園）　P12
保育の必要性を確認するための書類　P26
重要事項（延長保育）　P49

目次へ戻る

該当する場合のみ必要となる書類（＊印は文京区所定の様式）

※ 電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

該当者		必要書類	電子申請
申込児以外のきょうだいが私立認可保育所（地域型保育事業を含む）**の月極延長保育を利用している場合**		＊受託証明書 （区立認可保育所月極延長保育用）	必要
出産予定がある方（出産日が決まっている方）		母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）	必要
近隣在住の 65 歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合（保護者と 500m 以上住居が離れている場合は不要）		保育の援助が出来ないことが分かる書類 （P26 参照）	必要
ひとり親	**非婚**	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本のコピー	必要
	離婚	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	必要
	別居	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②別居の実態が確認できるもの 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要

※ 該当書類の提出により、必ずしも指数が加点されるわけではありません。各指数の加算要件については、P21 をご参照ください。

※ 書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。

申請後の追加書類

以下に該当する場合、各月の申請期間中に追加で書類をご提出ください。

申込時に超過勤務実績がなく、「今後残業予定」で申し込んだが、超過勤務実績が 1 か月以上たまった	＊就労実績証明書 （該当者には個別にご案内いたします）

延長保育調整指数　P21

１５　区外（海外）からの申込み

<table>
<tr><td>申込先</td><td>①入所月の１日までに文京区に転入できる場合、または海外在住の場合
文京区に直接お申込みください。※電子申請をご利用いただけます【推奨】
②入所月の１日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合
現在お住まいの市区町村を通じてお申込みください。
※自治体により申込方法が異なる場合がありますので、お申込み前に各自治体へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>申込期間</td><td>文京区の申込期間（P22 を参照）
※現在お住まいの市区町村にお申込みの場合、申込期限までに文京区幼児保育課必着</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td>①入所月の１日までに文京区へ転入できる場合、または海外在住の場合
（ア）文京区における必要書類（P25～P28 を参照）
（イ）転入に関する確認書【文京区様式】※電子申請の場合は不要
（ウ）賃貸借契約書・売買契約書、または「転入に関する申立書【文京区様式】」
※ご提出いただけない場合は、調整指数「区民」（4 点）の対象外となり、お申込みいただける保育施設も以下の「申込の制限」がかかります。
（エ）ご両親の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、住民票の写し 等）
（オ）申請児童・小学校３年生までのきょうだいの生年月日が確認できる証明書
（マイナンバーカード、パスポート、医療証、母子手帳の出生届出済証明があるページ、住民票の写し 等）
②入所月の１日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合
（ア）文京区における必要書類（P25～P28 を参照）
（イ）転入に関する確認書【文京区様式】</td></tr>
<tr><td>申込の制限</td><td>入所月の１日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合
※　上記必要書類（ウ）をご提出いただけない場合も以下の制限があります。
お申込みいただける保育施設は以下のとおりです。
<table>
<tr><th></th><th>転入予定なし</th><th>転入予定はないが、
区内在勤・在学</th></tr>
<tr><td>区立保育園・区立認定こども園・令和 9 年度新規開設園</td><td>×</td><td>4 月～9 月入所：×
10 月～1 月入所：○</td></tr>
<tr><td>私立保育園</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>小規模保育園・事業所内保育所・家庭的保育事業</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>延長保育（区立保育園・区立認定こども園）</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>
※　0 歳児クラスおよび 1 歳児クラスの在園期間は年度末までです。
翌年度以降も継続して通園を希望する場合は、改めて入所申請してください。
ただし、令和 9 年 11 月 30 日までに文京区に転入かつ幼児保育課で手続きを完了した場合は、翌年度の継続通園が可能です。
※　区立幼稚園型認定こども園の二号認定利用は転入予定がない場合、お申込みいただけません。</td></tr>
</table>

〇文京区から他市区町村へ転出予定があり、他市区町村の認可保育園等に入所申請する場合

申込書類・申込方法等を、他市区町村にご確認のうえ、申込書類は他市区町村へ直接ご提出ください。　(注)転出予定がない場合は、申込書類の提出先は文京区となります。

重要事項（区外からの申込み）　P49